

## 災害時における救急医療品の提供協力に関する協定

亀岡市（以下「甲という。」）と亀岡市薬剤師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、亀岡市域で地震等による大規模災害が発生し、被災者の応急救助に係る救急医療品の提供協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法に基づく亀岡市災害対策本部が設置された場合又は甲乙が特に必要と認めた場合の災害とする。

### （協力の内容）

- 第3条 甲は乙に対し、大規模災害時に被災者の応急救助が必要となった場合、乙の保管する、別紙「提供医療品リスト」に掲げる救急医療品の提供協力を要請することができる。
- 2 救急医療品の提供に当たっては、乙は甲の指定する避難施設等へ搬送することとし、現地で活動する医療班との連携を図るものとする。
  - 3 乙は、大規模災害時において、甲と亀岡市医師会との間で締結した「災害医療救護活動に関する協定」に基づく医療班の災害医療救護活動に必要な医薬品等の調達及び輸送について協力するものとする。
  - 4 甲及び乙は、前3項の定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

### （協力の要請手続き）

第4条前条第1項の規定による要請は、救急医療品提供要請書(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （連絡体制等）

第5条甲及び乙は、緊急時の連絡体制及び連絡方法等について協議し、予め定めておくものとする。

### （経費の負担）

第6条 第3条第1項及び第2項に規定する事項に要した経費は無償とし、同条第3項及び第4項に規定する事項に要した経費は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

### （情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成19年10月16日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲及び乙が協議し、異議のないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(補則、協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年10月16日

甲 亀岡市  
亀岡市長 栗山正隆

乙 亀岡市薬剤師会  
会長 田原 浩

平成 年 月 日

救急医療品提供要請書

亀岡市薬剤師会  
会 長 様

亀岡市長

災害時における救急医療品の提供協力に関する協定第3条第1項の規定により次のとおり要請します。

要 請 す る 理 由	
搬 送 先 避 難 施 設 等	
救 急 医 療 品	
対 策 本 部 設 置 日	
電 話 要 請 日 時	
電話要請者（亀岡市）	要請者
応答者（薬剤師会） 氏 名	応答者
そ の 他	

## 別紙

## 提供医療品リスト

品目	個数
コールドスプレー480ml	20
携帯酸素5L	8
救急絆M100枚入	80
救急絆L48枚入	80
滅菌ガーゼS12枚入	60
滅菌ガーゼM10枚入	60
滅菌ガーゼL8枚入	60
洗浄・消毒スプレー120ml	20
サージカルテープ12mm	60
伸縮包帯S	80
伸縮包帯M	80
伸縮包帯L	80
カット綿4cm×4cm 25g	20
眼帯	12
ガーゼマスク3枚入	40
毛抜き	12
衛生ピンセット	12
衛生ハサミ	12
三角巾	20
綿棒200本入	12
テーピングテープ19mm	12
テーピングテープ38mm	12
洗浄用ディスポ目薬30本入	4
水枕	8
ラテックス手袋M100枚入	4
体温計	20
電子血圧計	4
消毒用エタノール500ml	20
冷湿布50枚入	8
塩化ベンザルコニウム液500ml	20